

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

第1条 乙は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、甲に対して契約金額の変更を請求することができる。

なお、当該請求は原則、甲が通知する基準日（履行開始日から12月を経過した日以降で、かつ残りの履行期間が2月以上ある日に限る。）の属する月に行うものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、変動前残契約金額（基準日における契約金額の総額から当該請求時の既履行部分に相応する金額を控除した額であり、消費税及び地方消費税相当額を含まない額をいう。以下同じ。）と変動後契約金額（変動後の賃金を基礎として算出した変動前残契約金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残契約金額の100分の1を超える額（以下「スライド額」という。）につき、契約金額の変更に応じなければならない。

なお、スライド額の変更に係る算出方法は、「賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る補足事項書」に定める。

3 変動前残契約金額及び変動後残契約金額は、基準日時点の賃金水準の変動率に基づき甲乙協議の上定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行期間開始の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。